

第3章 市町村地域福祉計画の策定

1 地域福祉計画の必要性

第1章で述べたように、少子高齢化の進展、核家族やひとり暮らし世帯の増加など社会環境の変化に伴い、家庭の中での子育てや介護機能が弱まったばかりでなく、地域においても、近隣の人々がお互いを支え合う相互扶助機能も弱体化しています。一方では、ボランティアやNPOなどによる福祉活動への参加も多く見られるようになってきています。

こうした状況のもと、住民同士が共に助けあう活動と公共的サービスを組み合わせる生活課題を解決し、住み慣れた地域で自立した生活ができるようにすることが求められています。

地域福祉計画は、地域に着目して、地域住民や団体が行う福祉活動と個別の福祉計画に基づく福祉サービスをうまく連携させる仕組み、取り組みを主な内容としており、計画づくりは住民に最も身近な市町村の役割とされています。

地域福祉計画の最大の特徴は、地域住民の参加がなければ策定できないことです。地域住民の参加による地域福祉計画の策定、実行、評価の過程は、それ自体が地域福祉推進の実践そのものであると考えられます。

県では、市町村において地域の実情に応じた地域福祉の推進に積極的に取り組むためには、地域福祉計画を策定することが必要不可欠と考えています。

2 地域福祉計画の性格・役割

- (1) 地域福祉計画は、市町村の基本構想（地方自治法第2条第4項により、市町村が総合的、計画的な行政運営を図るために議会の議決を経て定める基本計画）を踏まえ、市町村の福祉のあり方や方向性を示す基本となる計画です。
- (2) 地域福祉計画は、社会福祉法に示された新しい社会福祉の理念である「地域福祉の推進」を市町村で達成するための方策です。
- (3) 地域福祉計画は、住民に身近な市町村が、住民等の参加を得て支援を要する人の生活課題の解決を図るための具体的な仕組みや取り組みを定めるものです。
- (4) 地域福祉計画は、総合的なサービス提供を図ろうとするものです。したがって、個別の福祉計画に掲げられた施策を盛り込むことはもちろん、個別の福祉計画に含まれない施策や現行の施策では対応が十分でない要支援者（例：家庭内暴力、虐待、孤立など）に対応する方策、地域福祉を推進するための施策（例：情報提供、相談体制の確保、人材の養成、サービス提供者間のネットワークづくりなど）についても盛り込むことが期待されます。

3 地域福祉計画の組み立て

- (1) 社会福祉法では、住民等の参加を得て、その地域の福祉の水準をどのように設定していくかについて合意が形成され、次の3つの事項を盛り込んだものを「市町村地域福祉計画」と定めています。
 - 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項法で規定された、この3つの事項が盛り込まれていれば、どのような構成でもかまいません。

- (2) 計画づくりで重要なことは次の点です。

第2章で述べた「地域福祉推進の基本目標」を市町村において、どのように具体的に実現していくかを基本に考えます。

地域福祉計画は、住民参加による策定の過程が重要です。多くの地域住民が参加できる策定の体制と進め方を実行していく必要があります。(第4章「住民参加による計画策定」を参照)

- (3) 県では、市町村が地域住民とともに考えながら計画づくりを進めることが社会福祉法の趣旨であると考え、その内容が画一的なものとなることを避けるため計画の構成や内容に関して詳細に示すことはしません。

計画の構成を検討するうえでは、次の事項を参考にしてください。

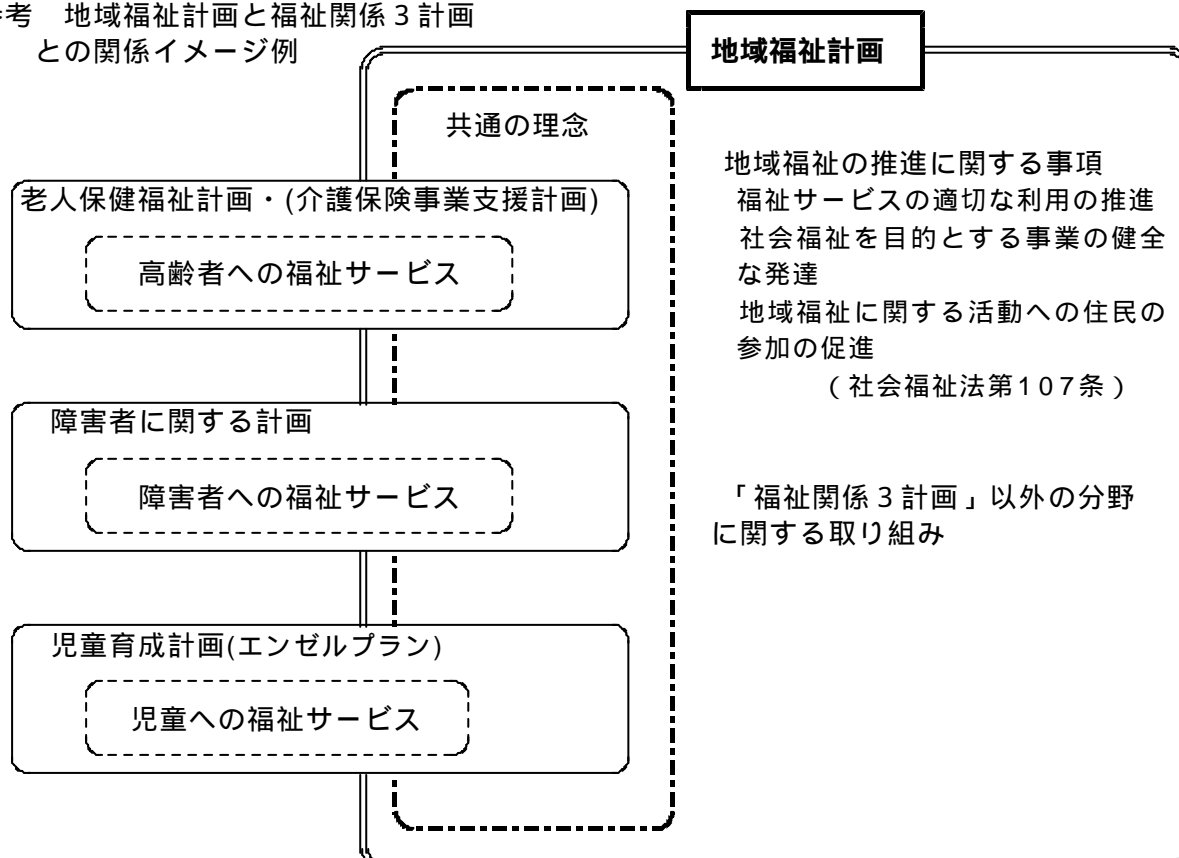
計画で示す福祉サービスの目標としては、個別の福祉計画に含まれない総合的サービス（総合相談窓口や「ふれあい・いきいきサロン」の設置など要支援者に共通するもの）について目標を設定することが、まず考えられます。さらに、個別の福祉計画に定めているサービス目標の中心的なものを取り込むことも一つの方法です。

計画で示す施策としては、福祉に関する既存の施策や今後取り組む事項を社会福祉法第107条の3つの事項に整理して掲載する方法が考えられます。あるいは、既存計画の主要な施策だけを示し、詳細な施策は、それぞれ個別の福祉計画で定める旨を記載して既存計画との一体化を図ることも考えられます。

4 他の福祉計画との関係

- (1) 老人保健福祉計画、障害者に関する計画、児童育成計画（福祉関係3計画）など個別の福祉計画は、その根拠法が異なりますが、それぞれの計画との整合性、連携を図り地域福祉計画を策定することが望まれます。
- (2) 福祉関係3計画を既に策定している市町村では、既存計画を内包する計画として地域福祉計画を策定することも可能です。
- (3) 個別の福祉計画で定められている目標はそれぞれ重要であり、市町村では、目標を達成するための個別の施策・事業の推進は、既存計画に基づいて取り組むこととなりますが、将来の見直し時期に合わせて計画相互間の整合を図ることが望まれます。

参考 地域福祉計画と福祉関係3計画
との関係イメージ例



5 市町村と県との役割分担

- (1) 地域福祉計画は住民に身近な市町村が策定します。
市町村は、地域住民、ボランティア・NPO、社会福祉事業を行う者などと協働して、地域福祉計画の策定、実行、評価を行うことで地域福祉を推進します。市町村には、地域福祉計画により住民の福祉ニーズに応える仕組みづくりをする役割が求められています。
- (2) 県は、市町村の主体的な地域福祉の推進を支援します。
第2章で述べた地域福祉推進の基本目標を実現するうえで、市町村単独では取り組みにくい分野や市町村の枠を超え広域的に取り組むことが効率的な分野などについて検討し、具体的な支援策として「県地域福祉支援計画」に盛り込みます。

6 社会福祉協議会との連携

- (1) 市町村社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進することを目的とする団体として位置づけられています。従来からボランティア活動や福祉教育の推進をはじめ、支援を必要とする人を住民等が支え合う福祉ネットワークづくりを通じて福祉のまちづくりを進める活動（いきいき福祉まちづくり県民運動）等を展開しています。
- (2) また、地域福祉を進めるためには公共のサービスの充実だけでなく、地域住民や様々な福祉活動を行っている団体などが協力し合い福祉活動に参加することが求められます。こうした民間の福祉活動を推進するため、市町村社会福祉協議会が中心となり「地域福祉活動計画」づくりに取り組んでいます。
「地域福祉活動計画」は、地域住民やボランティア・NPO、社会福祉法人などの民間団体が主体的に策定する福祉活動の行動計画で、自治会や小学校区単位でつくる小地域レベルのものと市町村レベルの計画とがあります。
- (3) これからの地域福祉の取り組みは、いかにして地域住民の声を反映させ、福祉活動推進の担い手として参加を得るかが重要で、行政と民間（社協）の二つの福祉計画が車の両輪のように同調して策定・実践されることが望まれます。
こうしたことから、地域福祉計画の策定では、市町村社会福祉協議会の参加と協力を得ながら進めることが不可欠です。特に、地域福祉活動計画に掲げられた内容を地域福祉計画に盛り込んだり、目標を共有するなど、十分に連携を図っていくことが必要です。
また、市町村社会福祉協議会では、ボランティアに関する相談・登録・斡旋、9圏域の基幹的社会福祉協議会を中心に痴呆性高齢者などに対して福祉サービスの利用援助、金銭管理など、日常生活を送る上で必要な支援サービスを提供しているほか、その多くが介護保険サービスや在宅福祉サービスなどを提供する役割も担っています。地域の課題や福祉ニーズを把握し解決を図っていくうえで、その役割は大きく、これからの市町村社会福祉協議会の活動や体制について、地域住民や行政も一緒に考えていくことが大切です。

7 計画策定の留意点

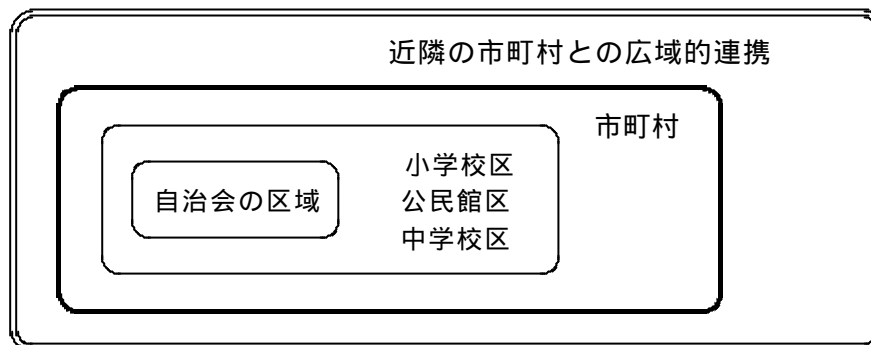
(1) 地域福祉の圏域

市町村の中で、人口、地理的条件、交通などを考慮し、住民本位の相談やサービス利用支援を行うことのできる地域福祉の区域の大小（圏域）を考えます。

この区域は固定化して考える必要はなく、地域の特性と提供される福祉サービス、住民が参加する活動内容などによって相応しい区域は異なってかまいません。一例としては、自治会の区域で見守りや声かけを実践し、公民館区で総合相談を実施するというような考え方もできます。

各圏域の課題解決の取り組み、仕組みを集約して、地域福祉計画にまとめることになります。

地域福祉の
区域の大小
(圏域)



(2) 計画の期間

市町村の基本構想をはじめ、福祉関係3計画の期間との整合性を考慮し、5年程度を目安として市町村の実情に応じた期間とします。また、計画の見直し時期や方法についても決めておくことが望まれます。

(3) 計画の策定期期

住民が共に支え合い、助け合う地域社会を実現させるために計画的な地域福祉の推進が求められています。また、社会福祉法の地域福祉計画に関する規定は平成15年4月施行であり、できるだけ速やかに策定作業を進めることが重要です。

(4) 情報の公開

地域福祉を推進するために地域住民を施策の対象としてのみとらえるのではなく、地域福祉の担い手と位置づけ、住民等の自主的な活動と公的福祉サービスとの連携を図る仕組みづくりが重要です。

このため、地域福祉計画づくりの取り組みが広く住民等に伝わるよう工夫をすることが非常に大切です。広報誌、インターネット、ケーブルテレビなど様々な手法を用いて情報公開を行うことが望まれます。

(5) 市町村合併と地域福祉計画

県内各市町村では、合併に向けた様々な動きがありますが、次の方法により地域福祉計画を策定することが考えられます。

現在の市町村ごとに地域福祉計画を策定し、合併があった場合には、その計画を統合する。

合併を予定している複数の市町村が合同で地域福祉計画を策定する。

合併の動向はいろいろですが、今、地域で暮らす人々にとっての地域福祉が後回しになってよいわけでありませぬ。合併を見据えたまちづくりのビジョン策定における福祉のあり方の検討は重要であり、合併後に、より充実した福祉サービスが受けられるかど

うかは、住民にとって最も関心のあることと考えられます。

安心して生活できるまちづくりのため、住民に身近な自治会や小学校区において、住民と共に今から福祉に関するサービスや活動について考える意義は大きいと思われます。合併の動きが進んでいる地域では、地域福祉の推進を合併協議のテーマの一つとして、地域福祉計画づくりによって住民との合意を形成する取り組みが求められます。